

## 2 自立と社会参加の促進

### (1) 生活保護

#### ア 生活保護制度の仕組み

生活保護制度は、何らかの事情によって生活困窮となり、自分で生活を維持できない人に対して、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長することを目的としています。

保護は、その内容によって8種類の扶助に分けられており、要保護者の需要に応じて必要とする扶助を合算したものが世帯への保護費となります。

#### イ 生活保護の種類と方法

- ①生活扶助（金銭給付） 衣食その他日常生活費、入院患者日用品費等
- ②教育扶助（金銭給付） 義務教育にかかる教材費等
- ③住宅扶助（金銭給付） 家賃・間代・地代・住宅維持費等
- ④医療扶助（現物給付） 入院・診察・薬剤・治療材料費等
- ⑤介護扶助（現物給付） 居宅介護・福祉用具・施設介護費等
- ⑥出産扶助（金銭給付） 出産に要する費用等
- ⑦生業扶助（金銭給付） 生業に必要な資金等
- ⑧葬祭扶助（金銭給付） 死体検案・火葬に要する費用等

生活保護法（昭和25年5月4日施行）

第1条 この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

#### ウ 保護の動向

昭和61年の年金制度改正（基礎年金の導入）を境に、全国的に保護率は減少傾向を示し、さらに経済状態の安定化傾向を背景に保護率の低下がみられましたが、バブルの崩壊後の日本経済を反映し、全国では平成7年度の7.0%、福井県では平成9年度の2.01%を底に保護率増加に転じています。

管内町は、県内工業出荷額が1位～3位の福井市・鯖江市・越前市に隣接しており、車の普及や道路の整備拡大とあいまって稼働年齢層の就労の機会には比較的恵まれています。こうした状況から対象者は、高齢者および傷病・障害者世帯が主となっています。

当センターは、鯖江市・越前市を除く3町を管轄していますが、表1の保護率を見ると、池田町、越前町、越前市が他の町村に比べてやや高めです。

表2の世帯類型別では、高齢単身世帯が約4.5割、傷病・障害世帯が約3.5割で、高齢傷病者の定着化傾向が見られます。

医療扶助のうち、入院については精神病の長期入院患者がほとんどで、当面退院が期待できる者はいない状況です。一般疾病では、高齢・傷病世帯が多い構成から、その多くは慢性疾患での入通院であり、今後も長期にわたる療養が必要となっています。

労働力類型別においては、日雇・内職が主で、自立に結びつくことは困難となっています。

表1 被保護世帯・人員・保護率（年度別推移）

（年度末現在）

							管内計	福井県
		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町		
被保護世帯	18年度	62	128	7	11	36	244世帯	1,834世帯
	19年度	63	132	7	12	38	252世帯	1,886世帯
	20年度	67	145	7	15	38	272世帯	2,064世帯
被保護人員	18年度	81	154	7	12	47	301人	2,287人
	19年度	84	156	7	13	50	310人	2,369人
	20年度	80	177	8	16	50	331人	2,577人
保護率（‰）	18年度	1.19	1.76	1.98	0.96	1.89	1.53‰	2.79‰
	19年度	1.25	1.79	2.14	1.09	2.13	1.60‰	2.90‰
	20年度	1.19	2.05	2.51	1.36	2.15	1.72‰	3.17‰

表2 被保護世帯・被保護人員（停止中も含む）

平成20年度 月平均

							管内計	福井県
		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町		
世帯 類型別	高齢世帯	28	71	3	6	22	130世帯	1008世帯
	母子世帯	1	1				2世帯	66世帯
	障害者世帯	7	29	5	3	8	52世帯	242世帯
	傷病世帯	22	12		3	3	40世帯	474世帯
	その他	7	24		3	4	38世帯	172世帯
世帯の 労働力 類型別	世帯主が働いている者							
	常用労働者	2	2			1	5世帯	73世帯
	日雇労働者		1				1世帯	24世帯
	内職者	1	13		1	2	17世帯	44世帯
	その他の就業者		1				1世帯	10世帯
世帯員が働いている者		2			1	3世帯	23世帯	
働いている者がいない	63	118	7	13	34	235世帯	1,787世帯	
被保護世帯		66	137	8	14	37	262世帯	1,979世帯
扶助別 人員	被保護人員	79	168	7	16	49	319人	2,465人
	保護率（‰）	1.18	1.91	2.20	1.36	2.10	1.66‰	3.02‰
	生活扶助	58	132	3	12	35	240人	2,016人
	住宅扶助	40	112	1	5	11	169人	1,610人
	教育扶助	3	5				8人	112人
	介護扶助	13	21	1	3	7	45人	309人
	医療扶助	64	120	6	14	38	242人	1,891人
	出産扶助						0人	0人
	生業扶助		1			3	4人	34人
葬祭扶助						0人	2人	

注) 世帯・人員は、月別扶助人員を年平均した。

## (2) 福祉のまちづくり

## ア 民間公益的施設のバリアフリー化推進

住みよい福井を目指し、まちなかの不特定多数の人が利用する公益的施設についてバリアフリー化を

図るため、福井県では平成8年に「福井県福祉のまちづくり条例」を制定しました。

これに基づき、①障害者や高齢者等に配慮した出入口・廊下・階段・駐車場などの整備基準を示し、②新築・増築・改装にあたり事前届出を求め、③必要な指導助言を行い、④整備基準に適合した事業者に対しては、適合証を交付しています。

表1 「福祉のまちづくり条例」特定施設新築等の届出状況

H9. 4. 1~H21. 3. 31

公益的施設の区分	特定施設 整備対象 規模	丹生 鯖江市・越前町			武生 越前市・池田町・南越前町		
		届出数		適合証 交付数	届出数		適合証 交付数
		新築	増改築		新築	増改築	
0 1 官公庁施設	すべて		1	1			
0 2 医療施設	すべて	18	8	5	21	12	14
0 3 社会福祉施設	すべて	24	31	16	23	19	14
0 4 商業施設①物品販売業	500㎡超	19	6	9	16	5	7
0 4 商業施設②飲食業	300㎡超	7	3	2	3	1	1
0 4 商業施設③理容・美容所	150㎡超	1					
0 4 商業施設④サービス業	500㎡超		1		4	1	2
0 5 娯楽施設	1,000㎡超	4	1	1	3	2	1
0 6 文化施設	すべて	1					
0 7 体育施設	1,000㎡超	2					
0 8 宿泊施設	1,000㎡超	3				1	
0 9 教育施設	すべて	1	1	1	3	3	4
1 0 公共交通機関施設	すべて						
1 1 集会施設	すべて	21	6	14	13	4	3
1 2 興行・展示施設	1,000㎡超		1				
1 3 環境衛生施設①公衆浴場	1,000㎡超		1		1		
1 3 環境衛生施設②公衆便所					1	2	2
1 4 駐車施設 (路外駐車場)	すべて						
1 5 公益事業施設 (郵便局等)	すべて	3		2	4		2
1 6 金融機関施設 (銀行)	すべて	5	1	3	5		2
1 7 事務所	3,000㎡超		1		1		
1 8 工場	5,000㎡超	2	5	1	2	3	1
1 9 共同住宅等	1,500㎡超	5	1	1	3	1	1
計		116	68	56	103	54	54

### イ 身障者等用駐車場利用証制度

福井県では車いす使用者用駐車区画を真に必要な方が利用できるように、身体障害者等駐車場利用証制度を平成19年10月からスタートさせました。これは、車いす使用者用駐車場を設置している施設管理者にこの利用証制度の協力駐車場として県と協定を結んでいただき、統一案内看板の設置、対象外駐車に対する指導、制度の広報周知にご協力をお願いすると共に、歩行が困難な方を対象に予め利用証を交付し、駐車する際に掲示して外見からわかるようにするものです。

H19. 10. 1~H21. 3. 31

	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内計	福井県
公立公益施設	25	20	2	6	8	61	278 施設
民間協力施設	30	46	0	1	6	83	318 施設
利用証交付数	224	201	5	5	57	492	2,430 名

### (3) 障害者福祉

福井県においては、平成12年3月に「福井県第三次障害者福祉長期計画」を策定し、障害のある人もない人も、共に家庭や地域で普通の生活ができる福祉社会の実現を目指す「ノーマライゼーション」とライブ

ステージの全ての段階において、全人間的復権および自立と社会参加を目指す「リハビリテーション」の実現に努めています。

平成18年4月から、「支援費制度」に代わり、障害者自立支援法が施行され、障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず、障害のある人々が必要とするサービスを利用できるよう、仕組みが一元化されました。

障害者自立支援法による総合的な自立支援システムの全体像は、

自立支援給付 ……介護給付・訓練等給付・自立支援医療・補装具

地域生活支援事業 ……相談支援、通訳支援、日常生活用具給付・貸与、移動支援、

地域活動支援センター、福祉ホーム、その他の日常生活・社会生活支援

で構成されています。

障害者自らがサービスを選択・利用し、市町がそれを支援する制度が施行されていることもあり、住民の最も身近である市町において、一元的な福祉サービスの提供が受けられるようになっています。

## ア 身体障害者福祉

当センターでは、鯖江市・越前市・池田町・南越前町・越前町の身体障害者手帳の交付や、障害児福祉手当および特別障害者手当等の支給を行っています。また、相談業務の充実を図るため、各市町に身体障害者相談員を配置し、地域活動の推進、福祉制度の啓発等を行い、管内の広域の連絡調整機関として、身体障害者福祉についての情報提供をはじめ市町間の連絡調整に努めています。

県内の身体障害者手帳の交付数は39,128人で、うち管内の交付数は9,300人(23.8%)となっており、県全体の約4分の1を占めています。また、管内の人口に対する割合では4.9%です。

障害区分別では、肢体不自由者が全体の57.5%と最も多く、次いで内部障害の24.1%、聴覚障害の9.2%の順となっています。（表1）

近年の傾向として、脳血管障害等による肢体不自由者や心臓疾患等による内部障害者の身体障害者手帳の申請が増加しています。

表1 身体障害者数（障害区分別）

H21.3.31現在

		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内計	福井県
視覚		283	286	24	32	153	778	2,997
聴覚	聴覚	276	351	52	59	111	849	3,545
	平衡	2	3	1	0	1	7	22
	計	278	354	53	59	112	856	3,567
音声・言語・咀嚼そしゃく		20	39	2	2	14	83	425
肢体不自由	上肢	655	696	63	128	249	1,791	7,758
	下肢	999	1,118	108	245	491	2,961	11,671
	体幹	233	176	19	40	77	545	2,362
	脳原性 上肢	18	12	0	1	5	36	228
	脳原性 移動	6	3	0	2	2	13	67
	計	1,911	2,005	190	416	824	5,346	22,086
内部障害	心臓	453	614	32	109	178	1,386	6,163
	腎臓	140	182	13	28	51	414	1,811
	呼吸器	57	74	7	14	23	175	900
	膀胱・直腸・小腸	113	88	13	15	33	262	1,179
	計	763	958	65	166	285	2,237	10,053
合計		3,261	3,642	334	675	1,388	9,300	39,128

表2 身体障害者更生援護施設の入所状況

H21.3.31現在

		所在地	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計
肢体不自由者更生施設			8	3	1	2	3	17
	福井県美山荘	福井市	8	3	1	2	3	17
視覚障害者更生施設			5	1		2	2	10
	ライトホープセンター	越前町	5	1		2	2	10
聴覚障害者更生施設			1					1
	聴覚言語障害センター	京都市	1					1
特定身体障害者授産施設(入所)			11	15	1	5	5	37
	ライトワークセンター	鯖江市	2	4		3		9
	九頭竜ワークショップ(授産部)	勝山市	4	4			1	9
	光が丘ワークセンター	越前町	1	1	1	1	3	7
	九頭竜ワークショップ(第二授産部)	勝山市	3	6		1	1	11
	南陽園	加賀市	1					1
特定身体障害者授産施設(通所)								0
	鯖江福祉開発センター	鯖江市						0
	わかたけ授産場(相互利用)	越前市						0
	はこべの家	美浜町						0
身体障害者療護施設			12	35	3	11	8	69
	ライフトレーニングセンター	鯖江市	2	2	1	2	2	9
	ライフトレーニングセンター(通所)	鯖江市						0
	福井県若越みどりの村	越前市	6	27	2	6	5	46
	九頭竜ワークショップ(療護部)	勝山市	1	6		2		9
	友愛園	小浜市	1			1		2
	金津サンホーム	あわら市	1				1	2
	陽光園	小松市	1					1
合計			37	54	5	20	18	134

## イ 知的障害者福祉

知的障害児（者）に対しては、そのハンディキャップをできる限り軽減し、家庭や地域、職場で一般の人々と同様な生活ができるよう、援助していくことが求められています。

こうした観点から、知的障害児(者)に対しては、

- ①療育手帳の交付
- ②施設福祉サービス＝施設に入所・通所して、日常生活や作業等を通じて自立に向けた支援を受ける
- ③在宅福祉サービス＝在宅の障害者が、ヘルパーの派遣や、施設のデイサービス等を利用する
- ④日常生活用具給付・貸与等

のサービスが提供されています。

また、管内には、知的障害者相談員が配置されており、知的障害者本人や家族等からの相談に応じ、関係機関と連携して、指導・助言を行っています。

表 1 知的障害者の状況

H21. 3. 31 現在

			鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内計	県 計	
療育手帳の所持者数	A1 重度	障害児	29	38	1	3	12	83	378	
		障害者	126	150	10	27	49	362	1,668	
	A2 重複障害	障害児	0	3	0	0	2	5	17	
		障害者	9	11	0	3	5	28	128	
	B1 中度	障害児	34	30	1	4	7	76	327	
		障害者	101	153	7	23	45	329	1,422	
	B2 軽度	障害児	22	34	0	3	8	67	289	
		障害者	92	109	2	20	29	252	1,054	
	計			413	528	21	83	157	1,202	5,283
		障害児		85	105	2	10	29	231	1,011
		障害者		328	423	19	73	128	971	4,272

注) 障害児＝18歳未満

表2 知的障害者福祉施設の入所状況

H21.3.31 現在

施設名		所在地	定員	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計		
更生施設	入所	若越ひかりの村	福井市	175	25	25	1	6	8	65	
		かすみが丘 更生寮	丸岡町	140	9	11		3	2	25	
		希望園	大野市	90	2	1	1	1	6	11	
		むつみ園	大野市	60			1			1	
		足羽更生園	福井市	90		4	2			6	
		大島福祉学園	おおい町	50		2			1	3	
		大日園	勝山市	60	3	3		2	3	11	
		ハスの実の家	あわら市	32						0	
		すだちの家	福井市	30	3	1				4	
		あいの里	越前市	40	7	23	1	6	2	39	
通所	通所	がんばるはうす	福井市	20				1	1		
		ライフカレッジ あけぼの	福井市	20					0		
		第三鯖江福祉更生センター	鯖江市	37					0		
		ハスの実ベーカリー	あわら市	7					0		
		希望園WAI-WAI倶楽部	大野市	10					0		
		あいの里 (通所部)	越前市	12		4			4		
授産施設	入所	若越ひかりの村	福井市	100	5	20		3	10	38	
		足羽ワークセンター	福井市	50						0	
		九頭竜ワークショップ (第三授産部)	大野市	50	4	1	1	3	1	10	
	通所	通所	セルブ梅の木	福井市	40			1		1	
			ひまわり作業所	越前市	30		34		2	36	
			第二鯖江福祉開発センター	鯖江市	40					0	
			第二鯖江福祉開発センター 当田分場	鯖江市	19					0	
			第二鯖江福祉開発センター 御幸分場	鯖江市	19					0	
			クリエートプラザ 丹生	福井市	20					0	
			クリエートプラザ 丹生宮崎分場	越前町	10					0	
			クリエートプラザ テクノパーク	福井市	20					0	
			クリエートプラザ 今立	越前市	20					0	
			クリエートプラザ 美山	福井市	20					0	
			ワークあけぼの	福井市	20		1			1	2
			ワークあけぼの 分場手づくり工房コスモス	福井市	15						0
			わかたけ授産場	越前市	20	1	19		2	1	23
			足羽ワーク 分場あおぞら	福井市	10						0
足羽ワーク 分場かがやき	福井市	12						0			
わくわくワーク	あわら市	20	1					1			
通勤寮	通勤寮	かすみが丘 通勤寮	丸岡町	25			1	1	2		
		エスケイプラザ テクノパーク	福井市	24					0		
県外		—	—						0		
計					60	149	9	28	37	283	

## ウ 精神障害者福祉

平成 18 年 4 月から障害者自立支援法が施行され、障害の種別にかかわらず市町において一元的なサービスが受けられるようになりました。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、近年、増加傾向にあります。

精神障害者の社会復帰および自立の促進を図るため、就労移行支援事業所、地域活動支援センター、グループホーム等の社会復帰施設がそれぞれ鯖江市と越前市に 1 か所ずつ設置されています。

表 1 精神障害者福祉手帳所持者数

H21. 3. 31 現在

市町	等級	計		
	1 級	2 級	3 級	計
鯖江市	11	140	59	210
越前市	12	171	62	245
池田町	0	8	6	14
南越前町	3	16	3	22
越前町	7	61	25	93
合 計	33	396	155	584

表 2 就労移行支援事業利用者状況

H21. 3. 31 現在

施設名	区分	利用者実人員			社会復帰者数			退所者数			継続している者		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
千草の家(鯖江市)		15	9	24	4	1	5	1	0	1	10	8	18
サニークホーム(越前市)		28	16	44	2	1	3	1	1	2	25	14	39

表 3 就労継続支援事業（B 型）利用者状況

H21. 3. 31 現在

施設名	区分	利用者実人員			社会復帰者数			退所者数			継続している者		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
千草の家(鯖江市)		11	5	16			0			0	11	5	16
サニークホーム(越前市)		7	3	10			0			0	7	3	10

表 4 地域活動支援センター利用状況

H21. 3. 31 現在

施設名	区分	利用者実数	一日平均利用者数	相談支援事業	
				相談支援事業	相談延件数
地域活動支援センター	やすらぎ(鯖江市)	108	28		2,585
	アップ(越前市)	70	37		1,956

表 5 グループホーム利用状況

H21. 3. 31 現在

施設名	区分	利用定員	登録利用者実数	19年度中退所者数	うち社会復帰した者
たんぼぼ(鯖江市)	7	6	0	0	
竹(越前市)	6	6	0	0	



## エ 障害者ケアマネジメント連絡調整会議

障害者ケアマネジメント連絡調整会議については、障害者自立支援法の施行に伴い、この事業の役割が市町の設置する地域自立支援協議会へ移行することとなった為、丹南地区障害児・者自立支援協議会が設置されました。そして、丹南地区に居住する障害児・者が地域で自立して生活できるような支援体制の確立を目指し、相談支援事業者等連絡会や全体会議が開催されました。（表1）

しかし、運営会議がないために、意見を集約・整理する、全体会議の実施方法などを検討することができないといった課題や現に起こっている問題を解決するためにどのようなことができるのかという踏み込んだ対応ができないといった課題がありました。

そのため、平成21年度からは意見の集約・整理や全体会議の実施方法等について検討するために、運営会議および専門部会を設置することとなります。

また、平成20年までは当センターが後方支援を行ってききましたが、運営会議及び専門部会設立の目処が立ち、平成21年度、22年度は鯖江市から越前市に事務局が移ることから、これを機に市町の自主運営へと移行します。

表1 丹南地区障害児・者自立支援協議会

日時・会場	内容	構成機関	参加人数
毎月 第2火曜日 13時30分～ 丹南健康福祉センター	◎相談支援事業者等連絡会	・相談支援事業者 ・県、市町	13名
平成21年2月24日 14時～15時45分 鯖江市役所	◎丹南地区障害児・者自立支援協議会 全体会議 相談支援事業者等連絡会の活動報告 専門部会および運営会議の設置協議 会長・副会長の改選	・相談支援事業者 ・サービス利用者 ・特別支援学校 ・就業・生活支援センター ・公共職業安定所 ・障害福祉サービス事業者 ・県、市町	24名

## (4) 介護保険

急速に少子高齢化が進行し寝たきりや認知症の高齢者が増加する中で、介護は社会全体の懸案となっています。平成12年4月に、介護を社会全体で支え利用者の気持ちを尊重した総合的なサービスが受けられるよう、給付と負担の関係が明確な社会保険方式による介護保険制度がスタートしました。

平成18年4月には介護保険法が改正され、新予防給付の創設、地域支援事業の創設など、予防重視システムへの転換が図られました。

近年、介護サービスをめぐっては介護従事者の離職率が高く、事業所の人材確保が困難であるといった実態が明らかになりました。こうした状況から、平成21年度改正では介護報酬改定率がプラス3%となり、それに伴い、「介護従事者の人材確保・処遇改善」、「医療との連携や認知症ケアの充実」、「効率的なサービスの提供や新たなサービスの検証」という3つの軸に沿った介護報酬改定が行われました。

## ア 介護保険制度の現状

### (7) 要介護認定状況

管内の介護認定審査は、鯖江市、越前市、池田町、南越前町、越前町の5市町の共同設置による丹南地区介護認定審査会により行われています。

平成21年3月の要介護認定者数は表1のとおりであり、管内全体で7,161人となっています。

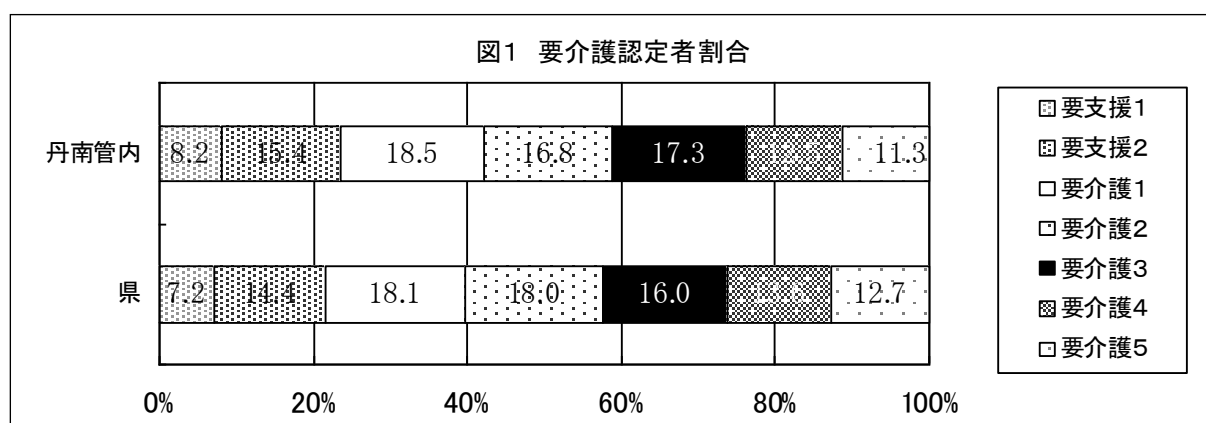
そして、その内訳は、要支援1が590人(8.2%)、要支援2が1,102人(15.4%)、要介護1が1,328人(18.5%)、要介護2が1,201人(16.8%)、要介護3が1,239人(17.3%)、要介護4が894人(12.5%)、要介護5が807人(11.3%)です。(図1)

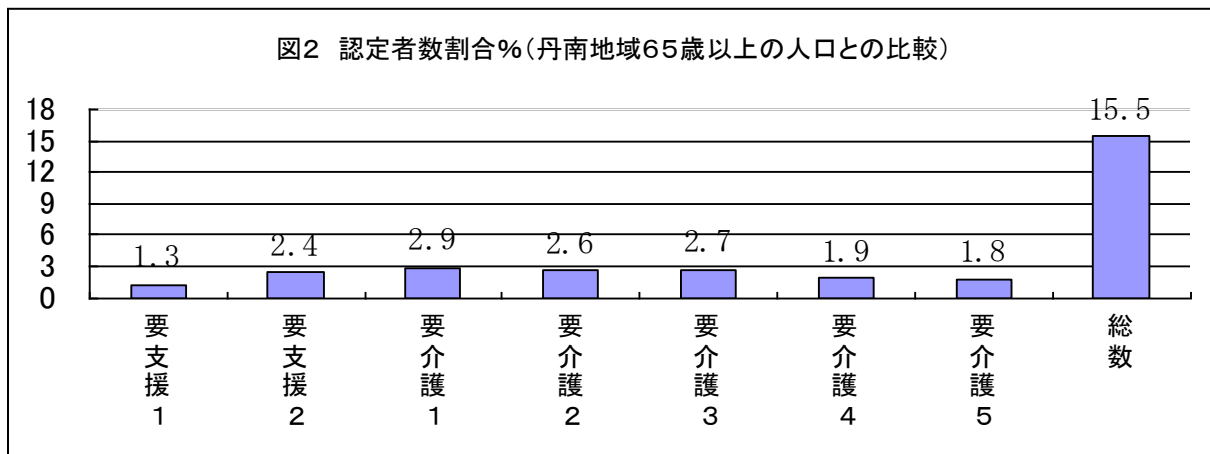
また、管内の第1号被保険者数(65歳以上の人口)に占める要介護認定者割合は、図2のとおりです。

表1 要介護認定者数 (単位：人) H21.3.31 現在

市町名	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
20年3月末管内計	665	1,080	1,282	1,122	1,138	849	744	6,880
管内割合%	9.7	15.7	18.6	16.3	16.5	12.3	10.9	100.0
鯖江市	144	347	351	415	373	273	239	2,142
越前市	301	490	640	519	528	401	355	3,234
池田町	23	35	34	27	25	19	19	182
南越前町	74	110	99	82	102	75	80	622
越前町	48	120	204	158	211	126	114	981
21年3月末管内計	590	1,102	1,328	1,201	1,239	894	807	7,161
管内割合%	8.2	15.4	18.5	16.8	17.3	12.5	11.3	100.0
21年3月末県計	2,246	4,468	5,607	5,589	4,968	4,232	3,951	31,061
県割合%	7.2	14.4	18.1	18.0	16.0	13.6	12.7	100.0

(資料：県長寿福祉課より)





(イ) サービスの提供状況

介護保険制度では、介護が必要になってもできる限り住み慣れた自宅で自立した生活ができるよう、必要な福祉サービスや医療サービスを総合的に受けられる仕組みを目指しています。

要支援の認定を受けた利用者は、地域包括支援センターの職員が作成した介護予防ケアプランに基づき、介護予防サービスを受け、生活機能の改善、悪化防止に取り組みます。

要介護の認定を受けた利用者は、ケアマネジャーの作成したケアプランに基づき、介護度に合わせた各種サービスを受け、生活の維持・改善を図ります。

在宅サービスとして、訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、訪問入浴、通所介護、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導、短期入所サービス、福祉用具の貸与・購入や住宅改修があります。

また、平成 18 年 4 月から市町により指定された地域密着型サービス（夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護）が追加されました。

施設サービスとして、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型介護福祉施設サービスへの入所があります。管内におけるサービス事業所の設置状況は表 2～4 のとおりで、利用者は、事業所を選択してサービスを受けることができます。

平成 21 年 3 月の時点で、在宅介護サービスを利用している要介護認定者の割合は図 3 のとおりで、在宅サービス受給者と施設サービス受給者の年次変化については、図 4、5 のとおりです。

表 2 介護給付サービス事業所数（市町別）

H21.3.31 現在

	在 宅												施 設				合 計
	① 訪問 介護	② 訪問 入浴	③ 訪問 看護	④ 訪問 リハ	⑤ 居宅 療養	⑥ 通所 介護	⑦ 通所 リハ	⑧ 短期 生活	⑨ 短期 療養	⑩ 特定 施設	⑪ 福祉 用具	⑫ 用具 販売	⑬ 居宅 支援	⑭ 福祉 施設	⑮ 老健 施設	⑯ 療養 医療	
鯖江市	11	3	12	6	49	11	5	3	5	1	3	2	24	3	3	2	143
越前市	13	2	20	8	72	20	6	5	7	4	3	2	21	4	2	6	195
池田町	1		2	1	3	1		1					3	1			13
南越前町	2		5	2	7	4	2	1	2				8	1	2		36
越前町	2		2	2	18	6	1	4	2	2			5	4	1	1	50
小計	29	5	41	19	149	42	14	14	16	7	6	4	61	13	8	9	437
県合計	134	26	180	75	656	176	51	68	61	19	41	36	242	55	31	35	1,886

表3 予防給付サービス事業所数（市町別）

H21.3.31現在

	予 防 サ ー ビ ス													合 計
	① 予防 訪問 介護	② 予防 訪問 入浴	③ 予防 訪問 看護	④ 予防 訪問 リハ	⑤ 予防 居宅 療養	⑥ 予防 通所 介護	⑦ 予防 通所 リハ	⑧ 予防 短期 生活	⑨ 予防 短期 療養	⑩ 予防 特定 施設	⑪ 予防 福祉 用具	⑫ 予防 用具 販売	⑬ 予防 居宅 支援	
鯖江市	11	3	12	6	49	11	5	3	4	1	3	2	1	111
越前市	13	2	20	8	72	20	6	5	7	3	3	2	2	163
池田町	1		2	1	3	1		1					1	10
南越前町	2		5	2	7	4	2	1	2				1	26
越前町	2		2	2	18	6	1	4	2				1	38
小計	29	5	41	19	149	42	14	14	15	4	6	4	6	348
県合計	128	24	177	72	653	172	47	61	50	15	38	36	28	1,501

表4 地域密着型サービス事業所数（市町別）

H21.3.31現在

	地域密着型					地域密着型（予防）			計
	小規模 多機能	認知症共同 生活介護	認知症 通所	小規模 特養	計	予防小規模 多機能	予防認知症 共同生活介護	予防認知 症通所	
鯖江市	4	4			8	4	4		8
越前市	4	5	4		13	4	5	4	13
池田町		1			1		1		1
南越前町					0				0
越前町	1	3	1		5	1	3	1	5
小計	9	13	5	0	27	9	13	5	16
県合計	40	45	33	7	125	32	44	30	106

図3 在宅介護サービス受給者割合

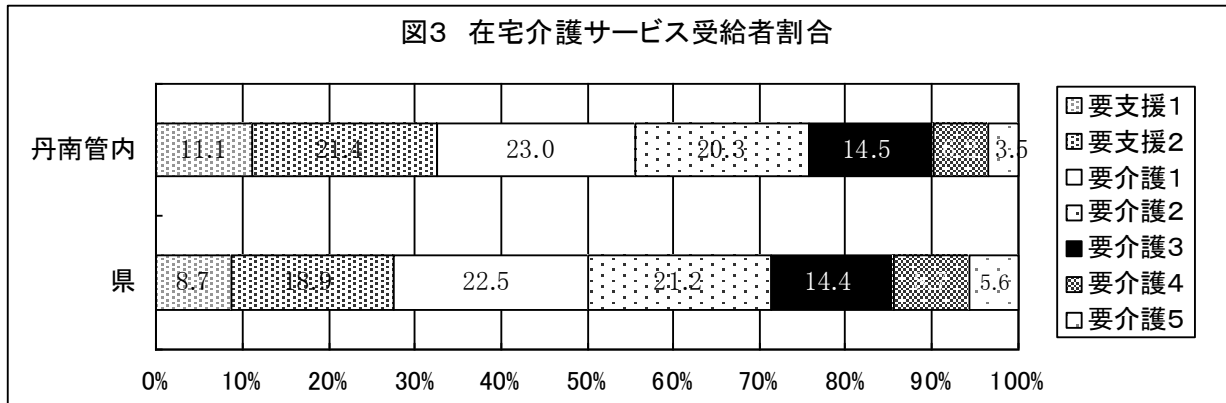


図4 サービス受給者の推移（県内）

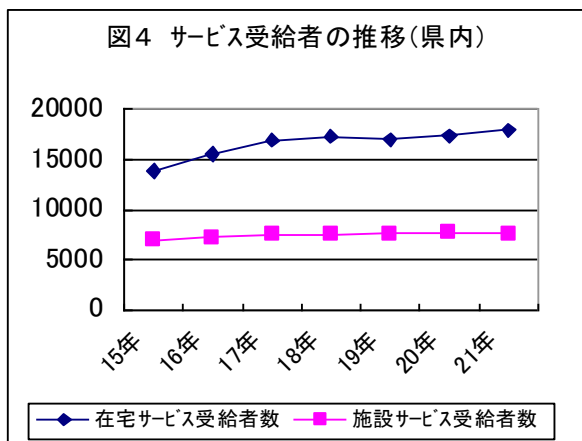


図5 サービス受給者の推移（管内）

